

震災関連情報

「震災税制特例法」②(法人に対する特別措置等)について

5月号に引続き、東日本大震災（以下、「震災」といいます。）の被災者支援の特例措置を紹介します。今回は法人に対する特例措置等についてです。

○ 概要

	税制上の措置	概要
1	申告・納付等の期限延長	震災により申告・納付等を期限までにできない法人は、その期限が延長されます。
2	法人税関係	
	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	欠損額のうち震災による損失額を、前2年以内の事業年度の所得金額に繰戻して法人税額の還付請求ができます。
	仮決算の中間申告による所得税額の還付	震災による損失額で一定のものを、仮決算の中間申告をすることにより、所得税で法人税から控除しきれなかった額の還付を受けることができます。
	被災代替資産等の特別償却	被災した資産（建物、機械等）に代替する資産を取得、または被災区域等で資産を取得し、事業の用に供した場合、特別償却ができます。
	特定の資産の買換えの場合等の課税	被災区域内の土地・建物等、特定資産の買換えを行った場合などは、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。
	申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出	申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書と確定申告書の提出期限が同一となる場合は、中間申告書の提出は不要です。

1. 申告・納付等の期限延長

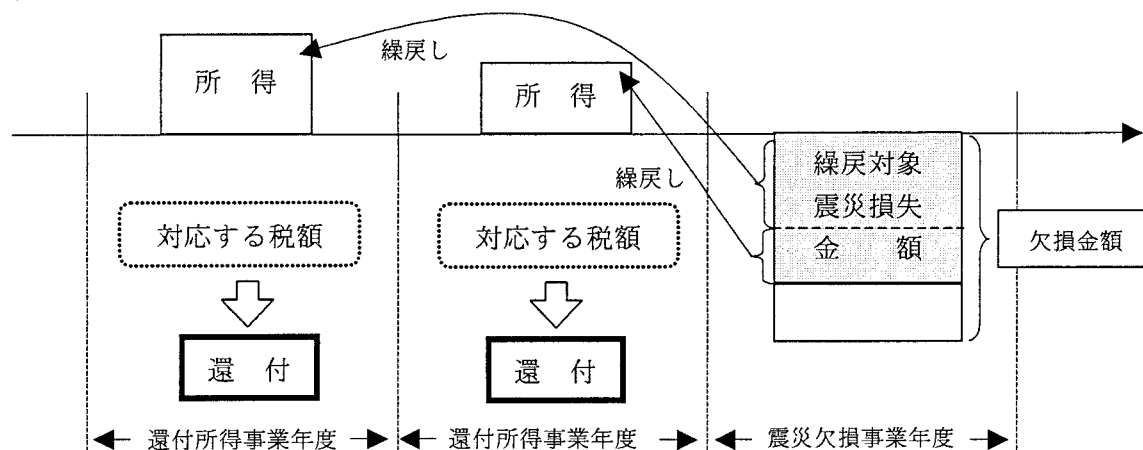
宮城県・青森県・岩手県・福島県・茨城県に納税地がある法人は、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（手続不要）。延長後の期限は国税庁のホームページ等で告知されます（現在は未定）。

注）上記の県以外の法人でも税務署に申請することで、災害がやんだ日（申告・納付等に差し支えないと認められる状態となった日）から2カ月以内の範囲で延長されます。

2. 法人税関係

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度、または平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合に、その震災欠損事業年度開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する金額について、繰戻し還付の請求ができます。



A. 繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます。

なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産または繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた以下の損失の額（保険金、損害賠償金等で補填されるものは除きます。）の合計額です。

- a. 震災による資産の滅失・損壊・価値の減少に伴い、帳簿価額を減額したことによる損失（取壊し・除去・その他附随費用に係る損失を含みます）。
- b. 震災による資産の損壊・価値の減少に伴い、事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害にあった日から1年以内に、その資産の原状回復のための修繕費・障害物除去費用等（損壊等を防止するための費用も含みます。）に係る損失の額。

B. 法人税額の還付額は、以下の算式により計算します。

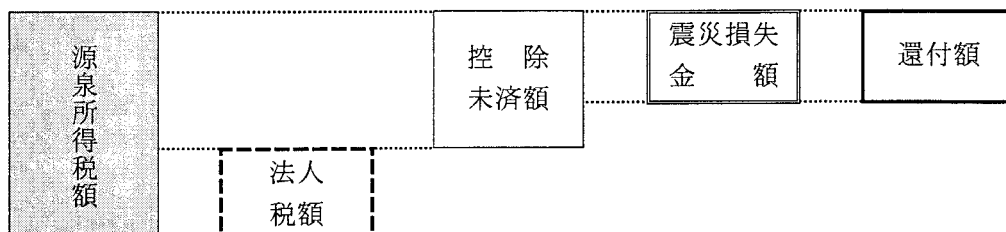
$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{その還付所得事業年度に繰戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$$

注）還付請求書は確定申告書と同時提出が原則ですが、平成23年3月11日を含む事業年度分の確定申告書を同年6月30日まで提出した法人の還付請求書は、同年7月31日までに提出すればよいとされています。

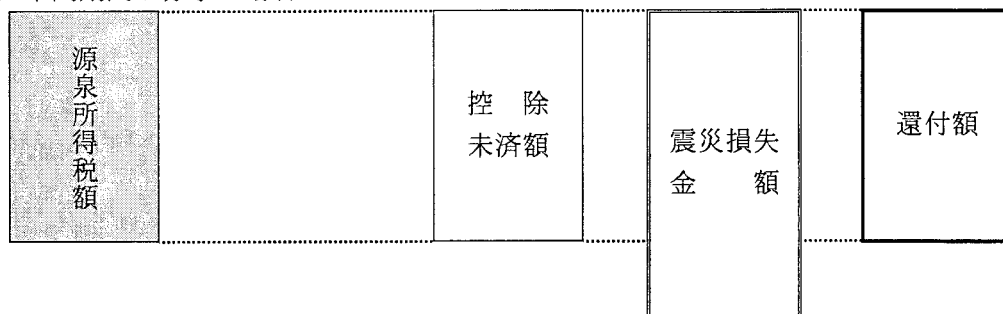
(2) 仮決算の中間申告による所得税額の還付

平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間に課せられる源泉所得税額で中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額を限度）が還付されます。

A. 中間期間が黒字の場合



B. 中間期間が赤字の場合



C. 対象となる源泉所得税額

利子、配当、給付補填備金、分配金、差益、懸賞金 等

注) 中間申告書を期限内に提出する必要があります。また、中間申告で還付を受けた金額は、確定申告で改めて所得税額控除（または所得税額の還付）を受けることはできません。

(3) 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、被災代替資産等を取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができます。

A. 被災代替資産等の種類

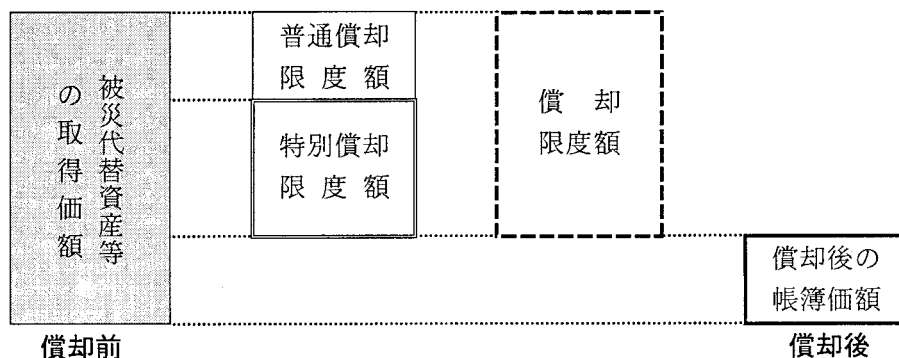
a. 被災代替資産

震災により滅失・損壊した建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などに代わるものとして取得等を行い、事業の用に供した資産（滅失・損壊したものと同一の用途）。

b. 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物、構築物、機械、装置。

なお、被災区域とは、震災により滅失した建物・構築物の敷地、およびその建物・構築物と一体的に事業の用に供される付属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。



B. 特別償却限度額は、以下の算式により計算します。

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

減価償却資産の種類	取得の時期	特別償却割合	
		中小企業者等	その他の法人
建物または構築物 (増築部分含む)	平成23.3.11~26.3.31	18%	15%
	平成26.4.1~28.3.31	12%	10%
機械、装置、船舶、 航空機、車両、運搬具	平成23.3.11~26.3.31	36%	30%
	平成26.4.1~28.3.31	24%	20%

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税

A. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの対象期間内に、次の買換えを行った場合には、その買換えのための資産譲渡の日を含む事業年度において取得し、買換え資産の取得の日から1年以内に事業の用に供した場合について、その譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができます。

a. 被災区域内での買換えまたは被災区域内から被災区域外への買換え

譲渡資産	買換え資産
被災区域内の土地またはこれとともに譲渡するその土地区域内にある建物・構築物（平成23年3月11日以前取得）	国内にある土地または事業の用に供される減価償却資産

b. 被災区域外から被災区域内への買換え

譲渡資産	買換え資産
被災区域である土地以外の土地の区域内（国内）にある土地、建物・構築物	被災区域である土地またはその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

<被災区域外から被災区域内への買換えの例>

- ① 被災区域外のA土地を3,000万円で売却（簿価500万円）
- ② 被災区域内のB土地を3,000万円で購入（買換え）

(単位：万円)

譲渡資産 (A土地)		買換え資産 (B土地)	
現金 3,000	A土地 500 譲渡益 2,500	B土地 500 圧縮損 2,500	現金 3,000

(相殺)

c. 圧縮限度額は、以下の算式により計算します。

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合}$$

- ① 圧縮基礎取得価額とは、次のイ、ロのうちのいずれか少ない金額です。
 - イ. 買換え資産の取得価額。
 - ロ. 譲渡資産の対価の額（既に圧縮記帳の適用を受けている場合には他の買換え資産

に充てられた金額を控除した金額)。

② 差益割合とは、以下の算式により計算した割合です。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$$

注) この制度の適用を受けようとする事業年度または中間期間において、圧縮限度額の範囲内で買換え資産の帳簿価額を損金経理により減額することが必要です。

B. 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、前記Aの譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換え資産を取得する見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内に買換え資産を事業の用に供する見込みであるときは、次の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において、特別勘定を設ける方法があります(その事業年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法も含みます)。

その経理処理をした場合に限り、以下の算式により計算した金額を損金に算入することができます。

$$\text{特別勘定の金額} = \text{譲渡対価のうち買換え資産の取得に充てようとする額} \times \text{差益割合}$$

C. 特定の資産を交換した場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、「譲渡資産」と「買換え資産」との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合(前記A)、または特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合(前記B)の課税の特例の制度が適用されます。

(5) 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出

8ページの概要に記載の通り、中間申告書の提出が不要となります。

掲載している優遇措置等は、「震災税制特例法」に基づく制度の概要や一般的な事項となっていますので、すべての被災者の方が適用になるとは限りません。また、詳細な内容の照会や個別のご相談は所轄の税務署に必ず行ったうえで、各種優遇措置の適用手続をご検討ください。なお、国税庁ホームページに制度内容の詳細や申請書の様式などが掲載されていますので、ご活用ください。

※ 次号以降の「調査月報」でも、「震災税制特例法」の概要の他の分野について、掲載していく予定です。